

子ども・子育て会議
資料 3-1 R元.7.18

第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画 骨子（案）

令和元年7月

木津川市

計画書の構成（案）

[第2期計画構成]

第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)	
第1章 計画策定の概要	
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の対象	
4. 計画の期間	
5. 計画の策定体制と策定の経過	
第2章 木津川市の子ども・子育てを取り巻く現況と課題	
1. 人口・世帯・人口動態等	
2. 女性の就業状況	
3. 特別な配慮を必要とする子どもの状況	
4. 教育・保育サービスなどの状況	
5. ニーズ調査の結果	
6. 第1期計画の進捗評価	
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 子ども・子育て支援の基本理念	
2. 計画の基本目標	
3. 施策の体系	
4. 将来フレーム（将来の子ども人口）	
第4章 目標実現のための施策の展開	
※第3章の基本目標に紐づく施策の展開を掲載	
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制	※●は必須 ○任意
1. 子ども・子育て支援制度の概要	
2. 教育・保育提供区域	
3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容	
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	
(基本事項)	
1. 教育・保育提供区域の設定●	
2. 幼児期の学校教育・保育●	
3. 地域子ども・子育て支援事業●	
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容●	
(任意事項)	
1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保○	
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府が行う施策との連携○	
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携○	
4. その他本町の子ども・子育て支援に必要と思われる事項○	
第6章 計画の推進体制	
資料編	

第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画イメージ

第1章 計画策定の概要

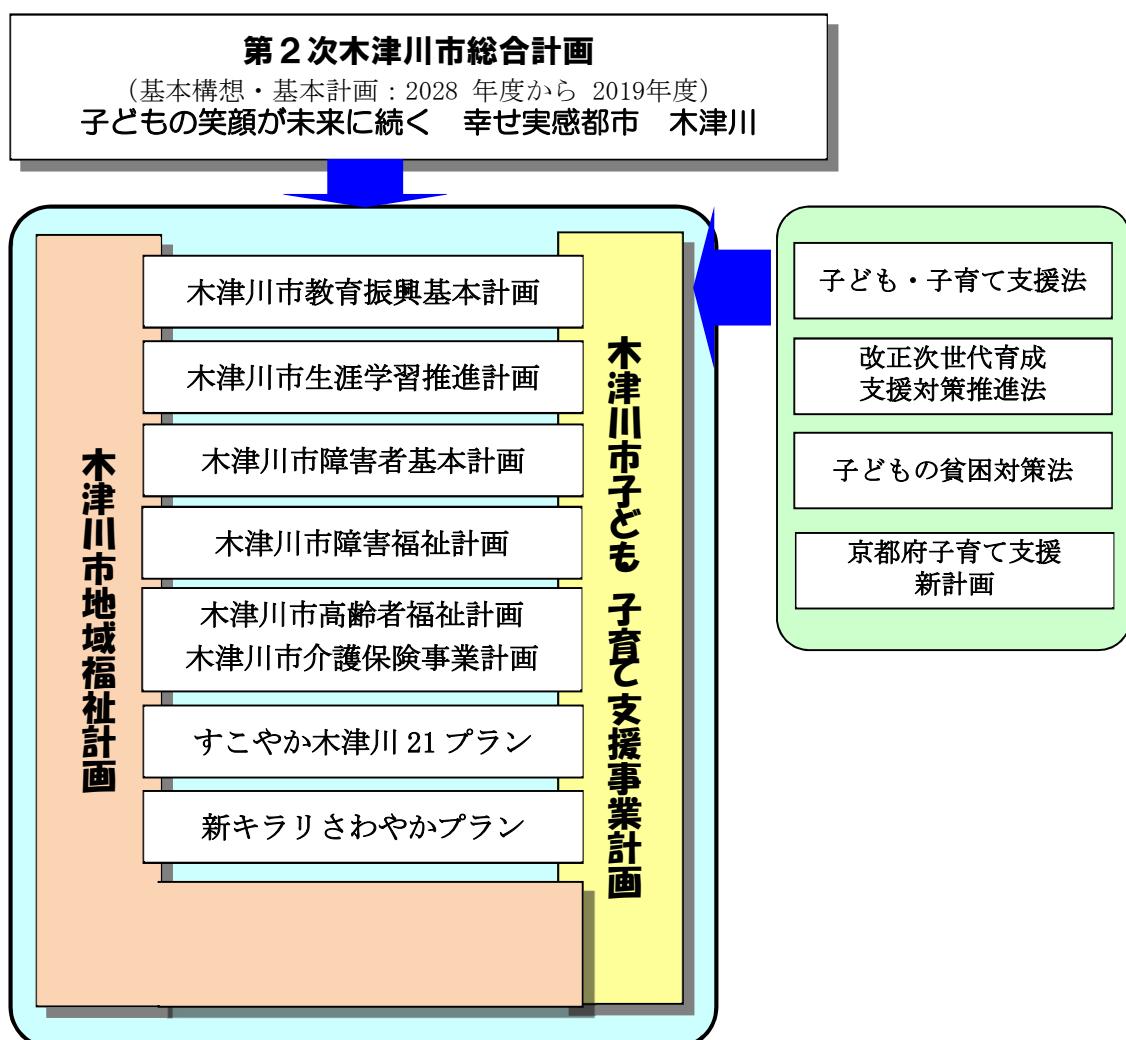
1. 計画策定の趣旨

- 全国的な少子化の進展と我が国の少子化対策の経緯
- 「子ども・子育て支援法」の基本理念、子ども・子育て支援の意義を踏まえ、木津川市における子ども・子育て支援事業計画として作成

2. 計画の位置づけ

- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村計画
- 本計画を「木津川市子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画として位置付ける
- 木津川市の最上位計画である「総合計画」並びに地域福祉計画をはじめとした関連個別計画などとの整合を図る

■計画の位置づけ



3. 計画の対象

○木津川市に居住するすべての子ども（0歳からおおむね18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象

4. 計画の期間

○令和2（2020）年度～6年（2024）度の5年間

※必要に応じ、計画期間中に見直しを行う場合もある

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画					第2期 子ども・子育て支援事業計画					
●中間 見直し				●改定				●改定		

5. 計画の策定体制と策定の経緯

○子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、子どもの保護者や学識経験者、教育・保育施設関係者等で構成される「木津川市子ども・子育て会議」を設置し、本計画の内容等を審議していただきながら検討・策定

○木津川市における児童のいる家庭の状況及びニーズを把握するための基礎調査として、就学前児童と小学生の保護者を対象とするニーズ調査を実施

○計画案のパブリックコメントの実施（予定）

第2章 木津川市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口・世帯・人口動態等

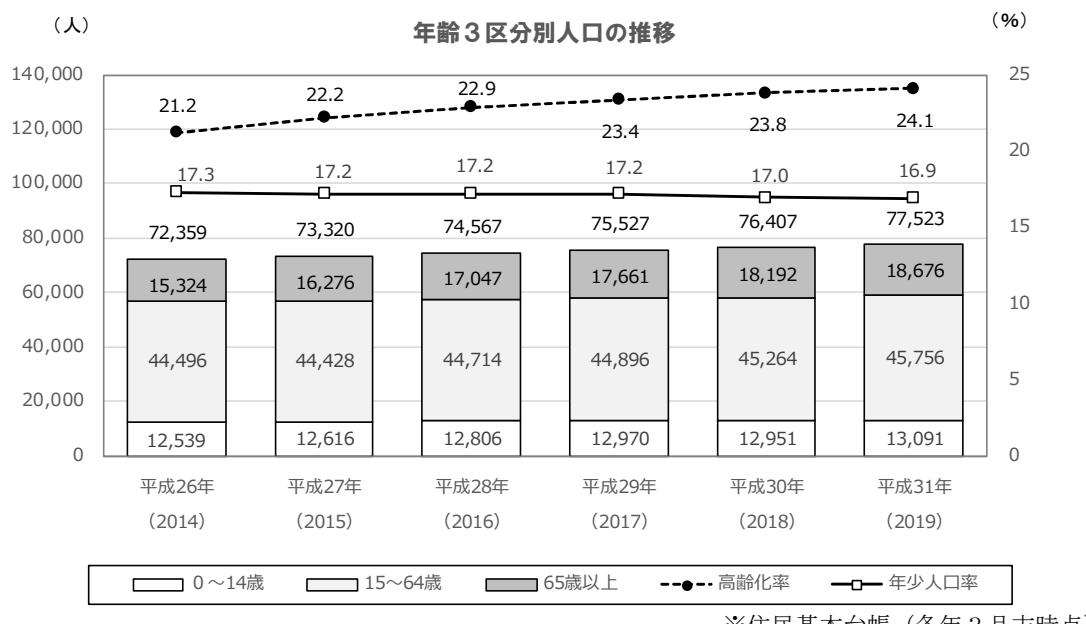
総人口とともに年少人口は増加しているが、年少人口率は減少

現時点のといまとめ
今後追加予定

(1) 総人口の推移

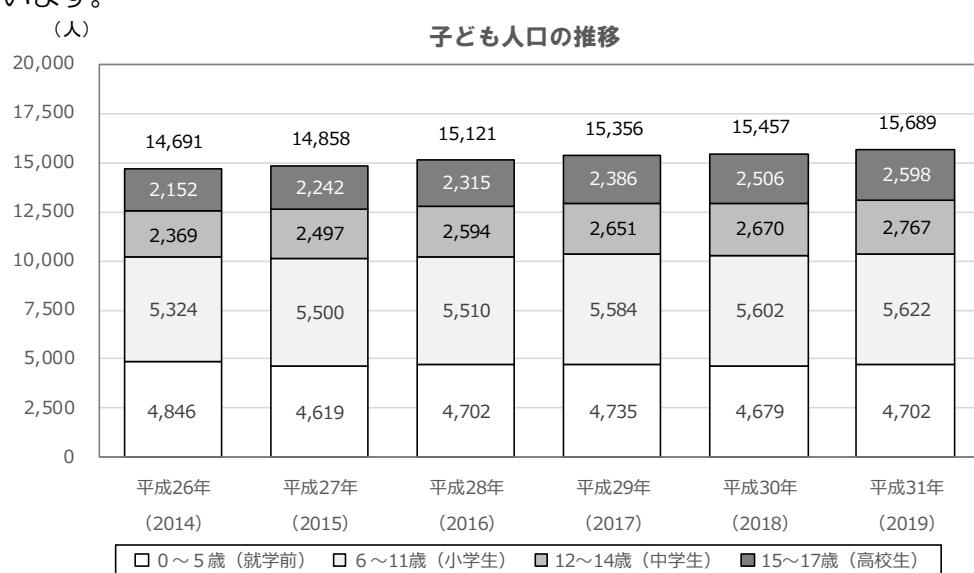
本市の総人口は年々増加しており、2014年の72,359人から、2019年には77,523人と、5年間で5,164人増加しています。

また、65歳以上の高齢化率が2019年には24.1%と、2014年と比較して2.9ポイント増加している一方で、0~14歳の年少人口や15~64歳の生産年齢人口の比率は減少しています。



(2) 子ども人口の推移

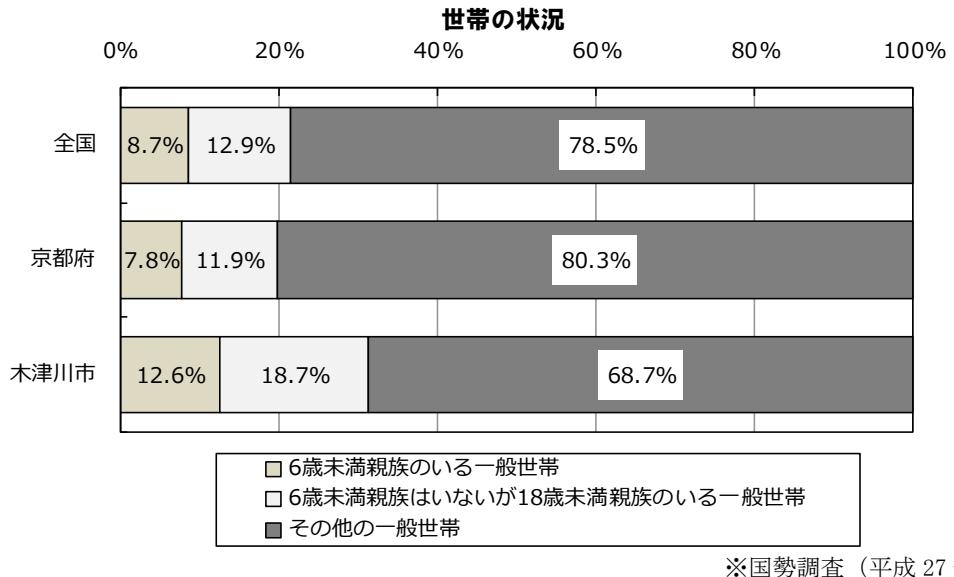
18歳未満の子どもの人口は、0～5歳（就学前児童）は横ばいで推移していますが、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）は一貫して増加傾向となっています。



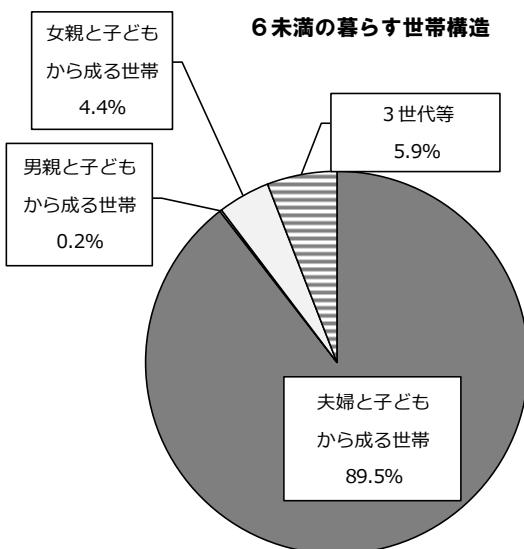
子どものいる世帯の割合は高く、6歳未満の子どものいる世帯は9割以上が核家族

(3) 世帯構造

本市の世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は12.6%、6歳未満はないが18歳未満の子どものいる一般世帯は18.7%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は31.3%となり、全国水準や京都府水準を上回っており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国・京都府の水準より高いことがわかります。



6歳未満の子ども（2,287人）のいる世帯は6,976世帯であり、うち94.0%が核家族となっています。



	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	13,964	37,472	2,287
6歳未満がいる世帯	1,765	6,976	2,287
核家族	1,659	6,411	2,154
夫婦と子どもから成る世帯	1,578	6,175	2,055
男親と子どもから成る世帯	3	10	3
女親と子どもから成る世帯	78	226	96
3世代等	104	551	130

※国勢調査（平成27年）

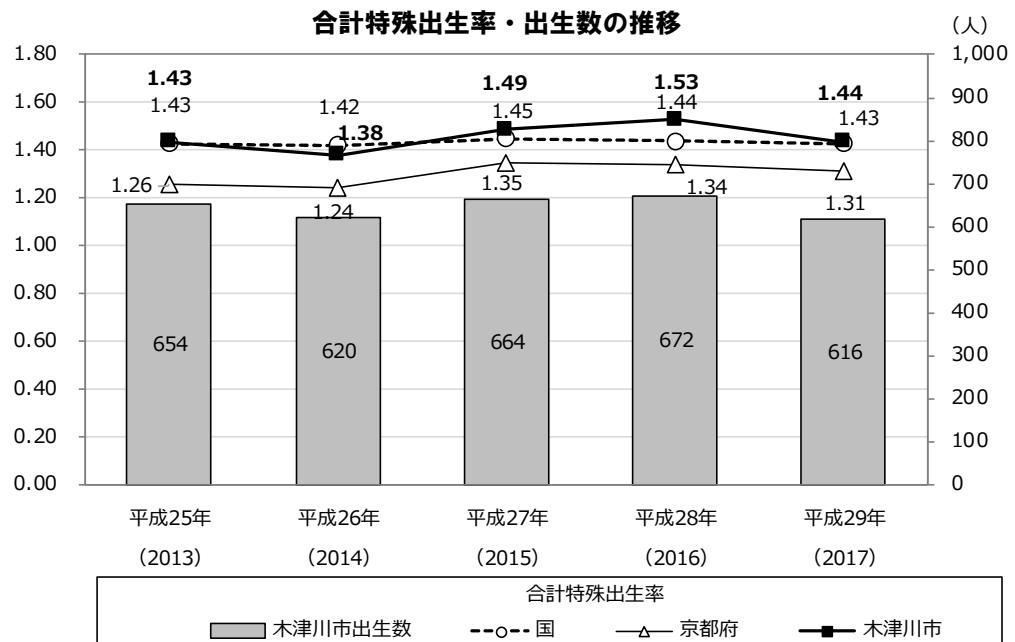
※6歳未満がいる世帯の合計は「非親族を含む世帯」を含む

合計特殊出生率は、全国や府に比べて高い

(4) 出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、平成25年以降は全国値と同程度かやや上回る数値で推移しており、一貫して京都府よりも高くなっています。

出生数についても、毎年600人以上で推移しています。



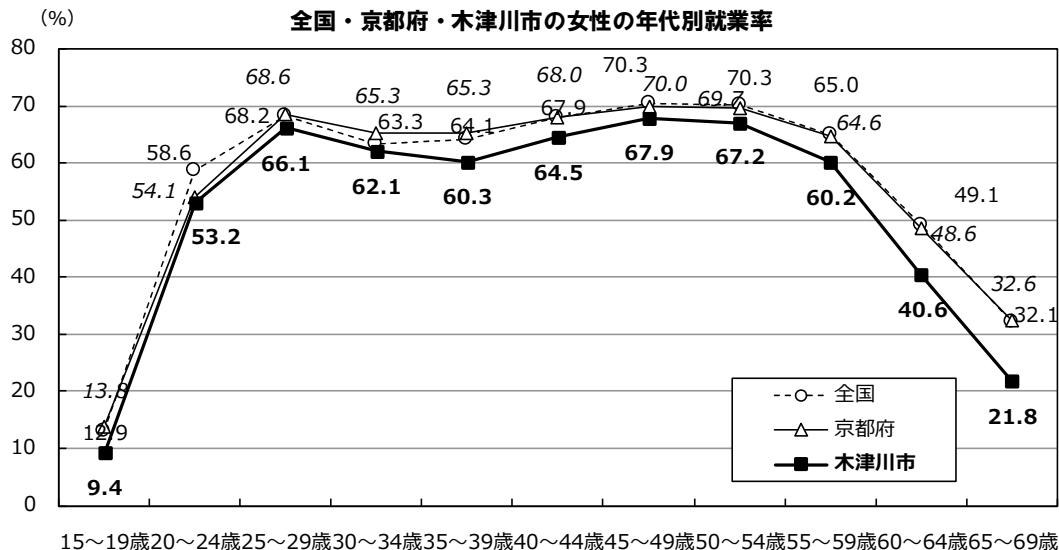
※合計特殊出生率（国、京都府：人口動態統計）、京丹波町（出生数、女性人口により独自算出）

※出生数：人口動態統計

2. 女性の就業状況

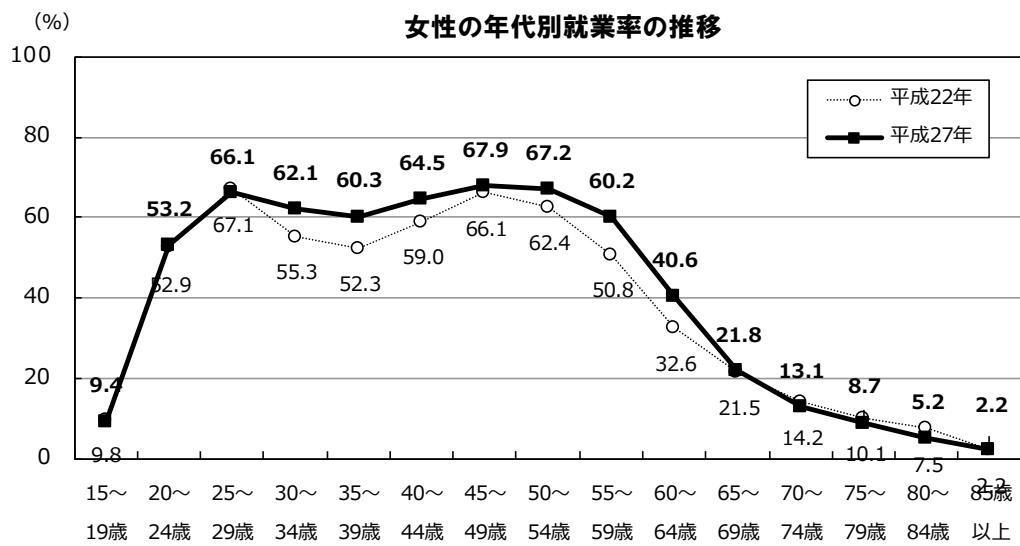
女性の就業率は全国・京都府の水準よりもやや低いが、M字カーブは緩やかになっている

平成 27 年の女性の年代別の就業率は、全体的に全国・京都府と比べてやや低い割合となっています。



※国勢調査（平成 27 年）

また、木津川市の女性の平成 27 年の就業率を、平成 22 年の就業率と比較すると、5 年間ですべての世代の就業率が増加しており、とりわけ 30～34 歳の就業率が、52.3%から 60.3%と、8.0 ポイント増加しており、M 字カーブが緩やかになっています。



※国勢調査（平成 22・27 年）

3. 特別な配慮を必要とする子どもの状況

(1) 児童虐待件数

児童虐待相談等の状況をみると、平成30年度で140件、そのうち児童虐待が119件と多くなっています。

■児童虐待相談等の状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規相談受付件数	136	136	144	119	169	140
うち虐待	50	63	82	46	112	119
うち養護(虐待除く)	65	54	56	71	54	16
うち非行	1	1	0	0	0	0
うちDV	4	0	0	0	0	5
その他	16	18	6	2	3	0

※市調べ（各年度末現在）

■継続件数を含めた相談件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対応件数	187	196	231	218	276	291
うち虐待	139	110	173	136	200	262

※市調べ（各年度末現在）

(2) 障害のある子どもの状況

※今後整理・分析予定

4. 教育・保育サービスなどの状況

※今後整理・分析予定

5. ニーズ調査の結果

(1) 調査の概要

本調査は、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため実施したものです。

①調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	平成31年 2月7日～2月28日	郵送による 配布・回収
小学生アンケート	市内の小学生児童（小学1～6年生）の保護者	平成31年 2月7日～2月28日	

※調査基準日：平成31年2月1日

②配布と回収状況

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	今回	2,000票	933票 (うち白票0)	46.7%
	【参考】前回	2,900票	1,639票	56.5%
小学生アンケート	今回	2,000票	930票 (うち白票10)	46.5%
	【参考】前回	1,400票	1,012票	72.3%

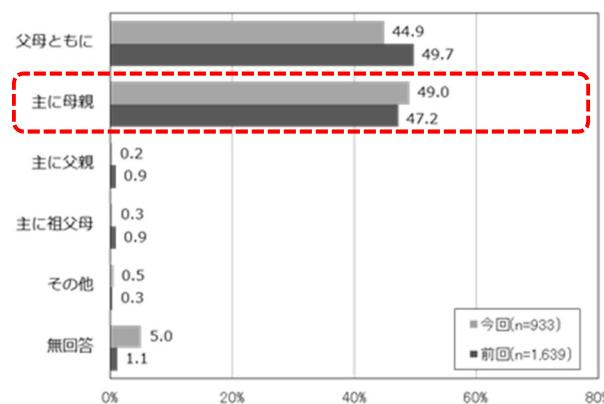
※前回の小学生アンケート調査は、対象が小学2年生と5年生のみ

(2) 調査の結果からみる特徴と課題

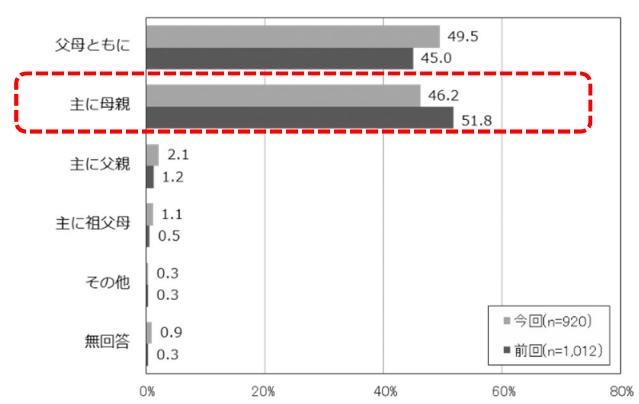
課題1 子育てを支援する地域社会づくり

★子育てを行っている方は、就学前・小学生の保護者ともに5割弱が「母親」⇒さらなる「父親」の育児参加が求められる

[就学前児童保護者]

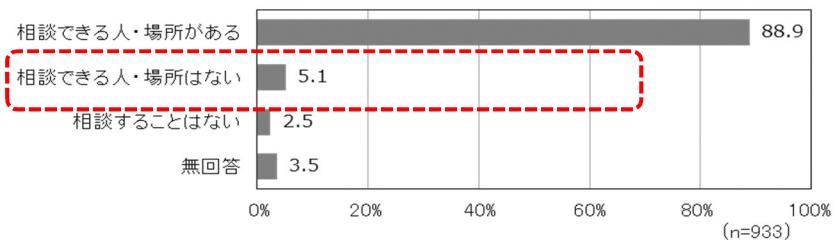


[小学生保護者]

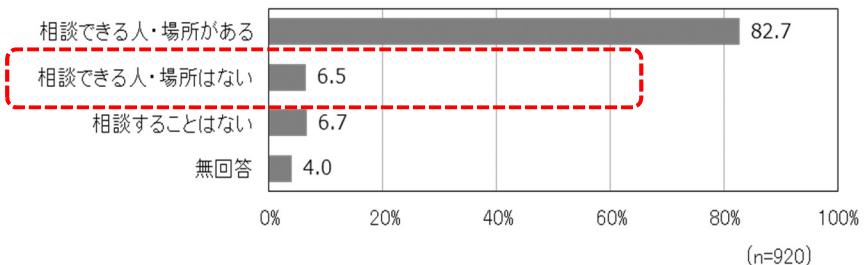


★相談相手がない方が就学前・小学生の保護者ともに1割弱⇒相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりが必要

[就学前児童保護者]

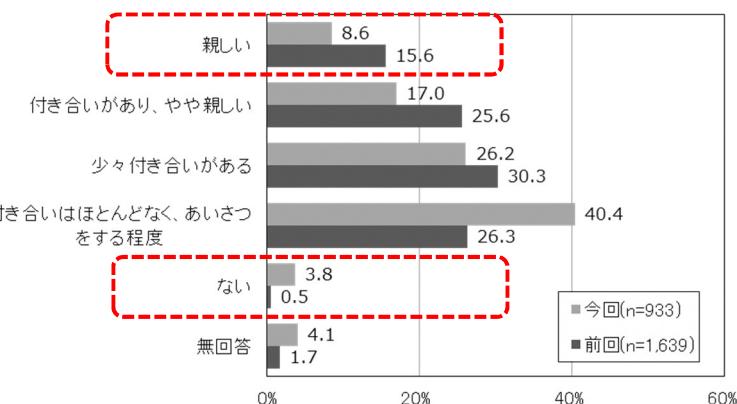


[小学生保護者]

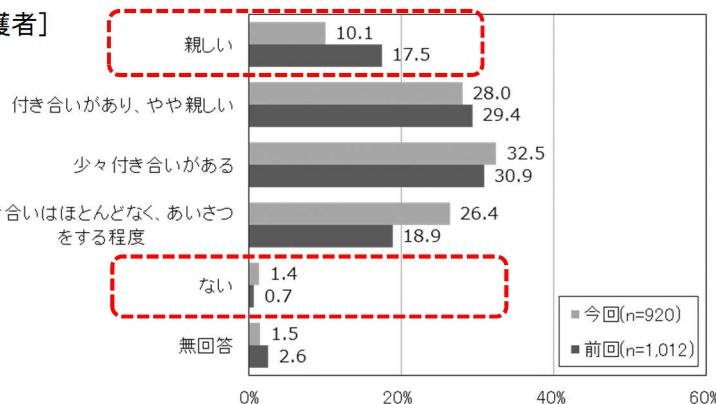


★近所づきあいは、希薄化している

[就学前児童保護者]

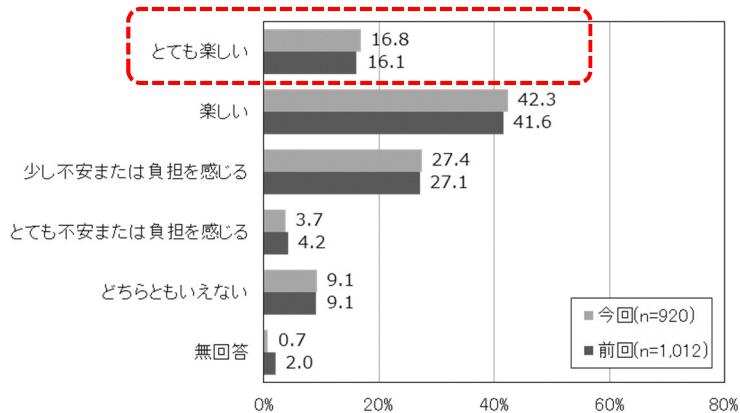


[小学生保護者]

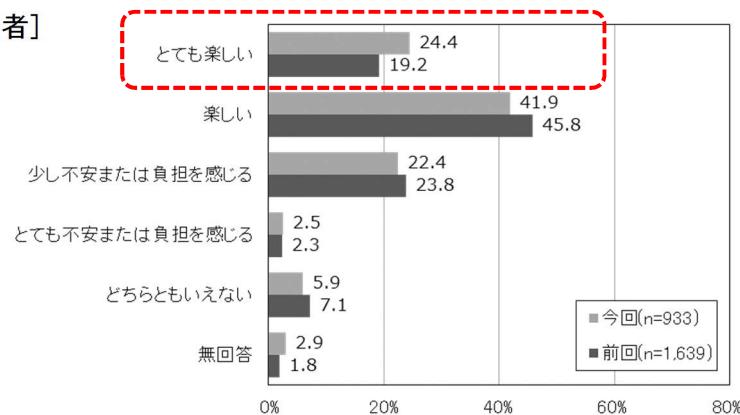


★子育てを楽しいと感じている人は増加⇒子育ての負担を減らすことや安心して子育てできる環境づくりが重要

[就学前児童保護者]



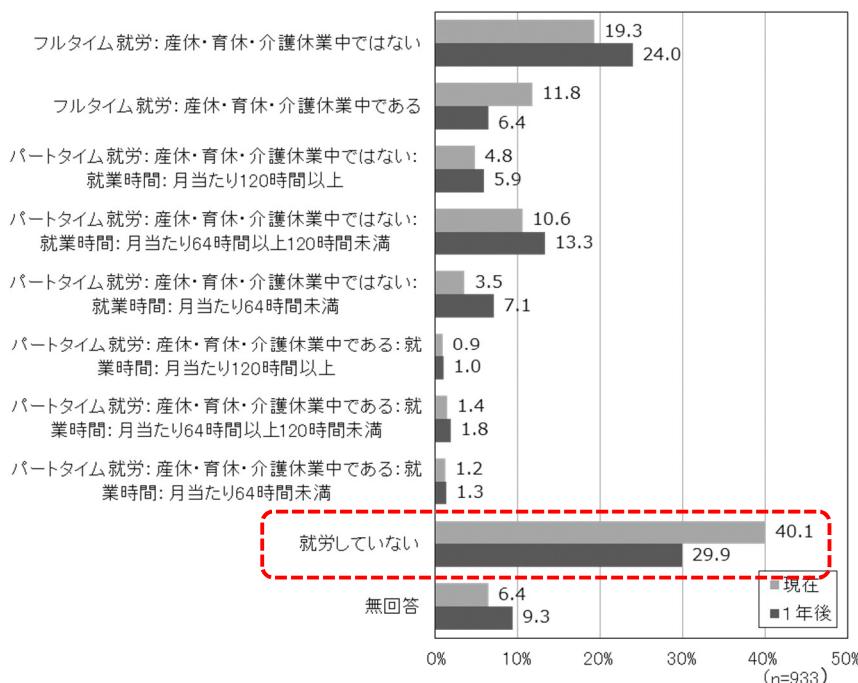
[小学生保護者]



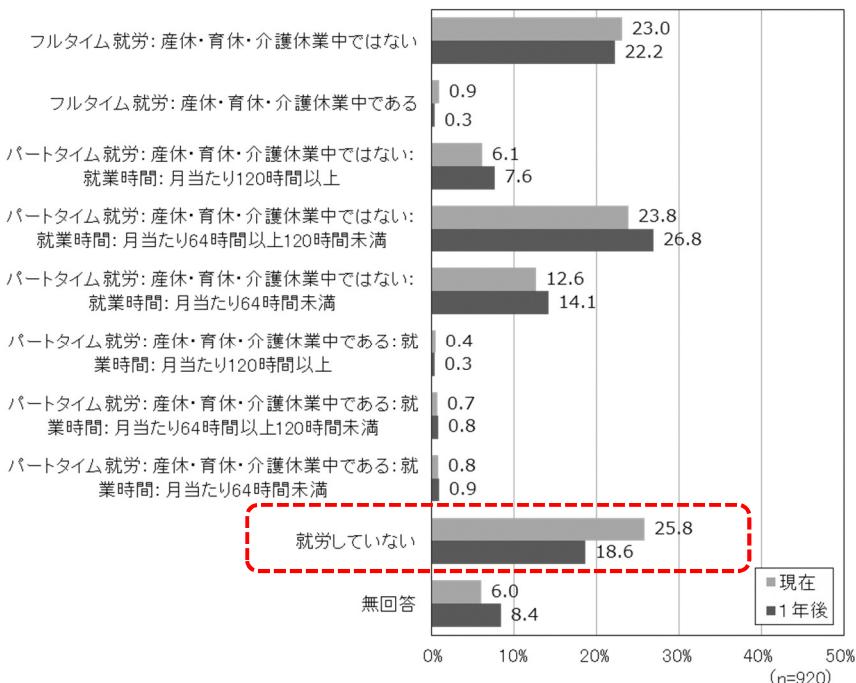
課題2 幼児期の教育・保育の充実

★母親の就労状況は、就学前・小学生の保護者とともに1年後に「就労していない」方が減少⇒保育の利用意向のさらなる高まりが想定される

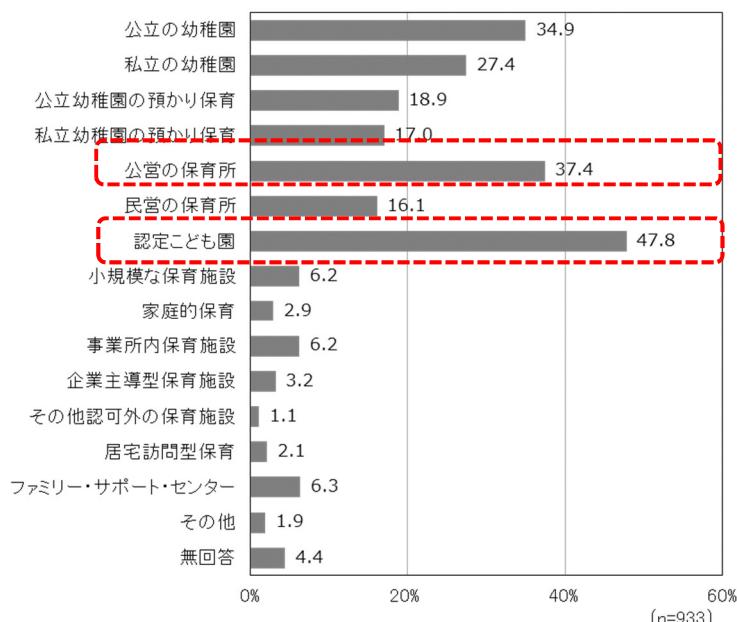
[就学前児童保護者]



[小学生保護者]



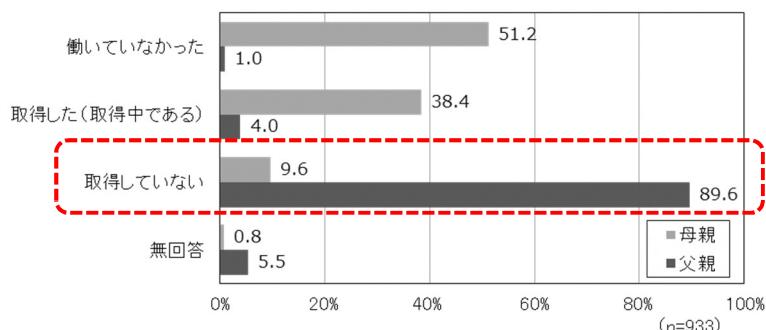
★利用したい教育・保育事業は「公立の保育所」「認定こども園」の利用意向が高い
[就学前児童保護者]



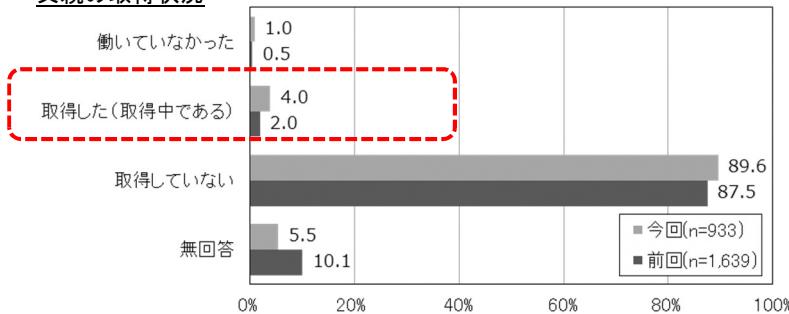
課題3 仕事と子育ての両立支援

★育児休業の取得状況は、前回調査に比べ「取得した（取得中である）」はやや増加しているものの、「取得していない」父親が9割程度→父親の育児参加に向けて、制度の周知等が必要

[就学前児童保護者]



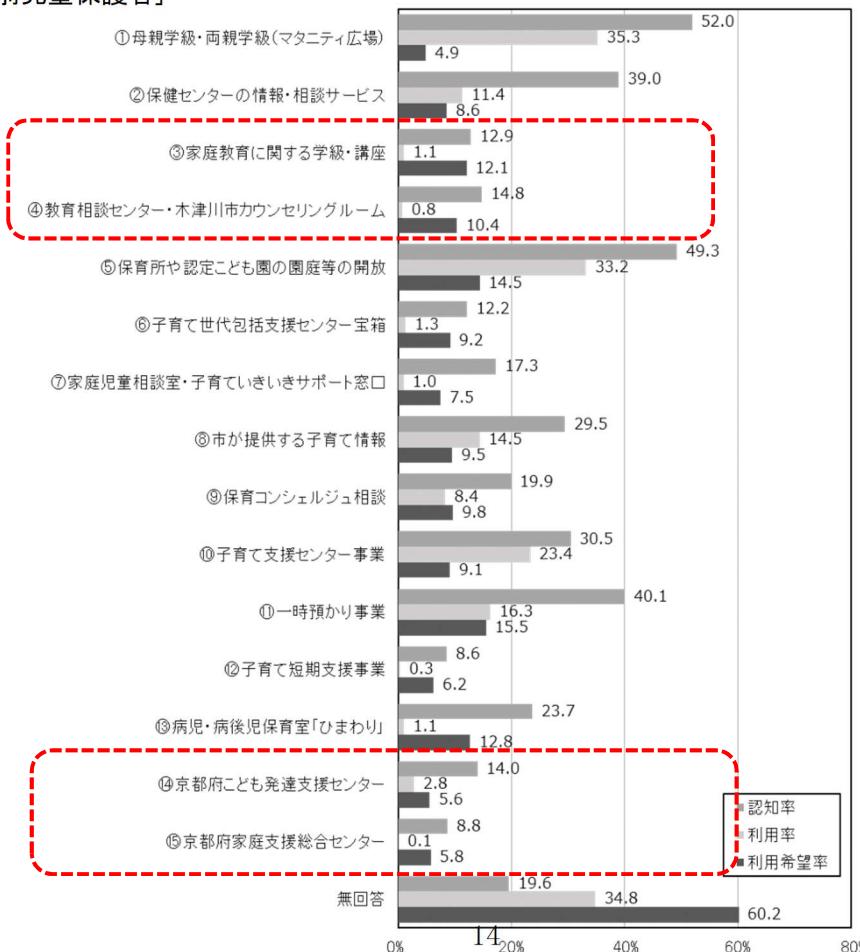
父親の取得状況



課題4 様々な子育て支援策の充実

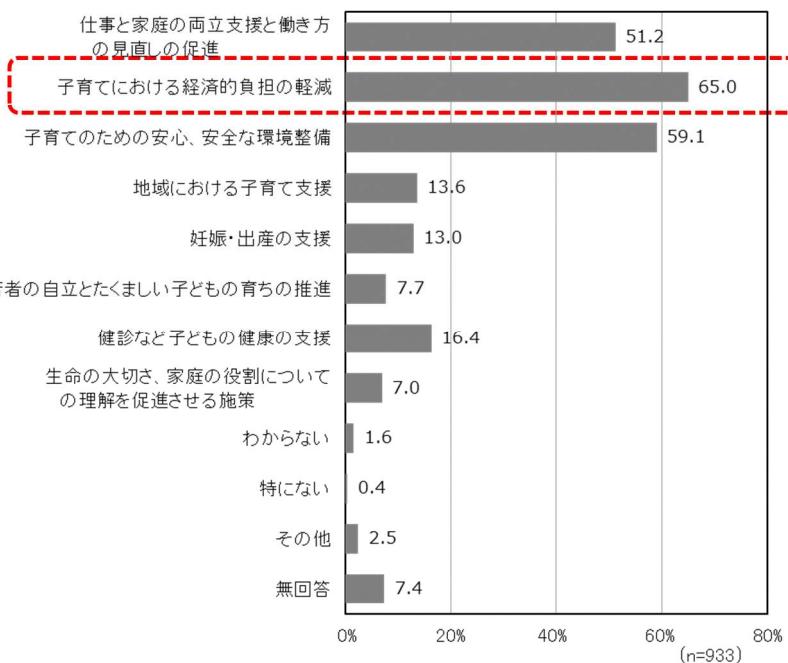
★子育て支援事業の中で、各種講座や各種情報・相談事業の認知度が低い→必要な人が利用できるようさらなる周知等が必要

[就学前児童保護者]

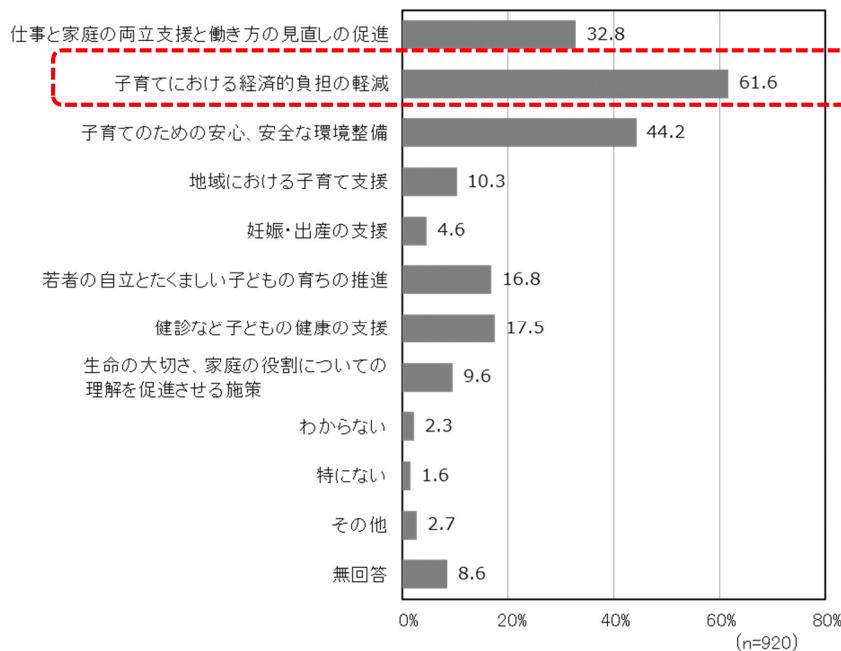


★望ましい子育て支援施策は、就学前・小学生の保護者ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」の割合が高い⇒幼児教育の無償化によりある程度の改善が図られることは想定されるが、市の手厚い支援制度等については、今後も適正な運用が求められる

[就学前児童保護者]



[小学生保護者]



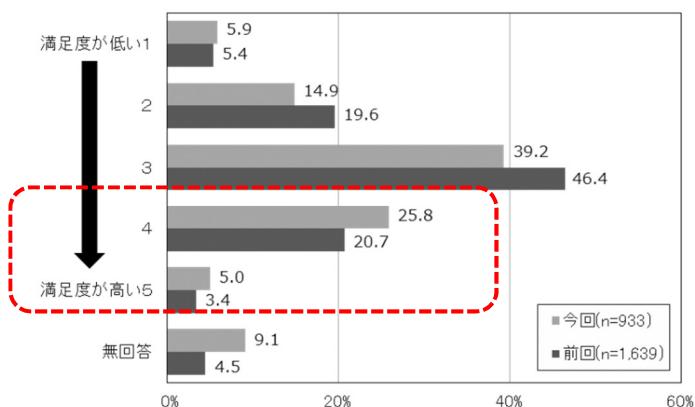
★経済的に困難な世帯は2割前後⇒生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供する必要がある

生活困難層の割合

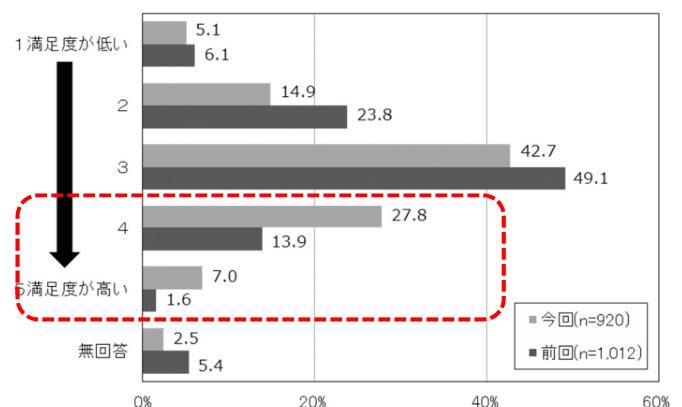
区分	就学前児童	小学生
生活困難層	17.4%	20.1%
生活困窮層	3.0%	3.5%
周辺層	14.4%	16.6%
非生活困難層	82.6%	79.9%

★木津川市の子育て環境や支援への満足度は、就学前・小学生の保護者ともに、前回調査と比較して満足度が高い「5」「4」が増加⇒今後もニーズを踏まえた取り組みや支援を行い、市民の満足度の向上につなげることが必要

[就学前児童保護者]



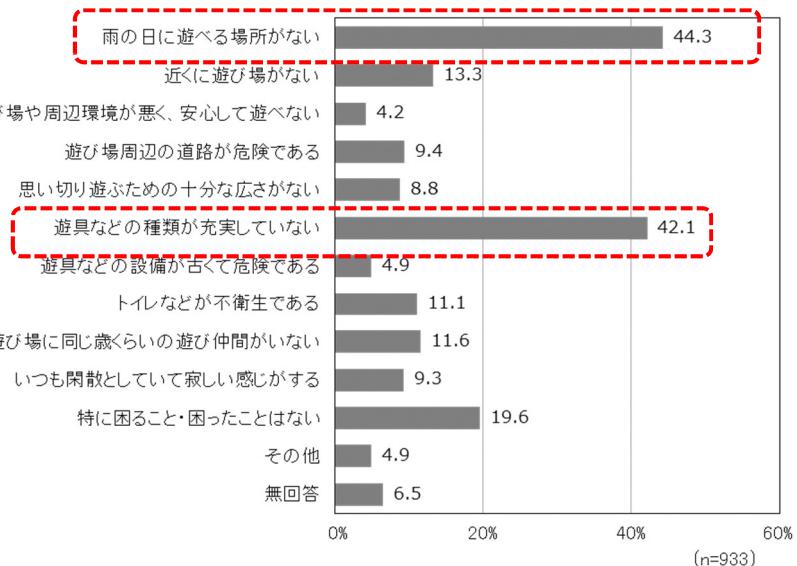
[小学生保護者]



課題5 安心して暮らせるまちづくりの推進に関する特徴と課題

★遊び場で困ること・困ったことは、「雨の日に遊べる場所がない」「遊具などの種類が充実していない」が多い⇒自由意見でも遊び場に関する意見が多い中で、ニーズを踏まえた対応が求められる

[就学前児童保護者]



6. 第1期計画の進捗評価

※今後整理・分析予定

第3章 計画の基本的な考え方

1. 子ども・子育て支援の基本理念

検討ポイント

本計画は、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画であり、第1期の取り組みをさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

育てよう未来にはばたく子どもたち ～子育て支援No.1のまちを築こう～

子どもは、社会の宝であり、人間の営みを未来につなげ、よりよい社会をつくる、かけがえのない存在です。しかしながら、全国的にも子どもの虐待やいじめ、また、近年では子どもの貧困が大きな問題となっています。すべての子どもの人権の確保とともに、子どもが未来に夢を抱いて心身ともに健やかに成長できるように、様々な環境整備を進めていくことが重要です。

そのため、木津川市に生まれ、育つすべての子どもが、人権を尊重され、一人ひとりの子どもの個性や可能性を最大限引き出し、かけがえのない存在として認められ、子ども自身が幸せを感じ、自己肯定感を持って育まれ、未来にはばたくことができるまちをめざします。

また、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、保護者が子どもの成長を喜び、生きがいを持って子育てできることを幸せに感じ、保護者自身も自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、支えていくことができるまちをめざします。

そして、子どもの育ちや子育て家庭を支えることで、日本の中でNo. 1 のまちをめざします。

検討ポイント

2. 計画の基本目標

- 「第1期 木津川市子ども・子育て支援事業計画」に掲げられた計画の基本目標についても継承の方向で検討（※設定の根拠や考え方については、各種調査結果等を踏まえ更新）

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、すべての子どもが自分を大切な存在だと感じることができ、幸せを実感できるまちづくりを進めます。

また、事故や災害、犯罪から子どもを守るため、関係機関や関係団体、地域住民等との連携のもと、安全で安心できる環境づくりを進めます。

基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

子どもが次代の担い手として、また、自らの人生の主役として夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、子育て基盤としての家庭づくりを進めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組みます。

基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

生涯にわたって親子がともに健康に暮らすことができるよう、妊娠期をはじめ乳幼児期や学童期、思春期の保健対策を進めます。

また、援護を必要とする家庭に対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを相談できるよう、相談や情報提供の充実を図ります。

基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進

働く母親のみならず、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるように、また、男女がゆとりある職業生活とともに、家庭生活や地域生活との調和を図れるように、ゆとりある家庭環境づくりを進めます。

基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

子育て家庭が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないよう、また、子どもが様々な人と出会い、豊かな情操を育めるよう、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支援する地域づくりを進めます。

3. 施策の体系

第1期計画では、施策の体系は以下のとおりです。

今後、基本指針の変更等も踏まえ、体系について検討を行います。

検討ポイント

基本
理念

育てよう未来にはばたく子どもたち ～子育て支援No.1のまちを築こう～

基本目標 1

子どもの人権の尊重と
安全・安心な環境づくり

- (1) 子どもの人権の尊重
- (2) 児童虐待の防止
- (3) 安全な環境づくり

基本目標 2

子どもが心豊かに
たくましく育つ環境づくり

- (1) 次代の親の育成
- (2) 心豊かにたくましい人を育てる教育環境
の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 多様な体験機会の充実

基本目標 3

安心して子どもを産み、育て
ことができる環境づくり

- (1) 親と子の健康の確保
- (2) 食育や思春期保健対策の推進
- (3) 援助を必要とする家庭への支援の充実
- (4) 相談・情報提供体制の充実

基本目標 4

親子の笑顔を支える
仕事と生活の調和の推進

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 男女が協力し合う家庭づくり
- (3) 仕事と生活の調和の推進

基本目標 5

子どもと子育てを支援する
地域づくり

- (1) 子育ち・子育てを支える地域づくり
- (2) 子育て交流の促進
- (3) 子育てネットワークづくり

4. 将来フレーム（将来の子ども人口）

※現在調整中

第4章 目標実現のための施策の展開

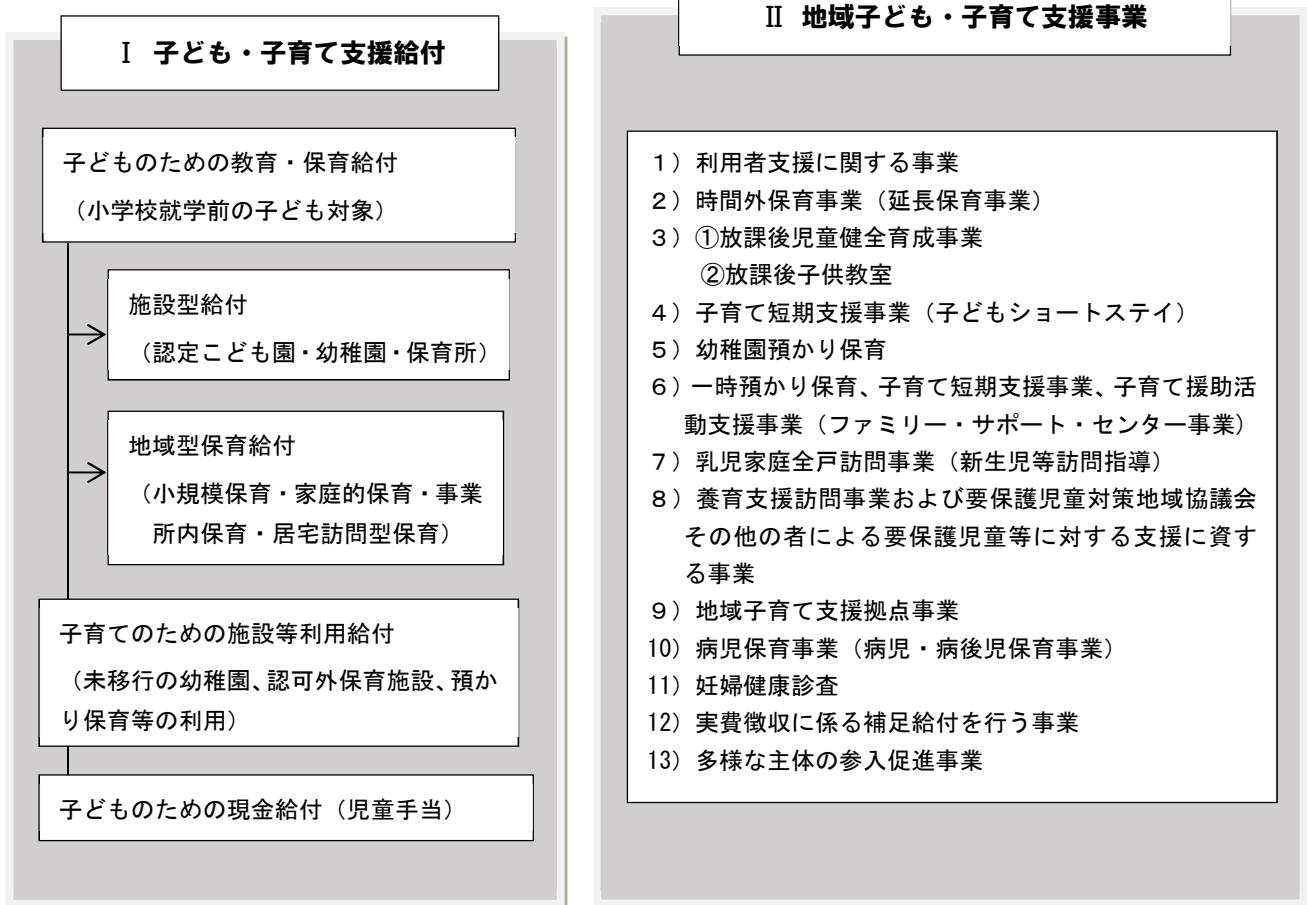
○第3章の計画基本目標に紐づく施策の展開を掲載

第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制

1. 子ども・子育て支援制度の概要

○制度の概要

制度における給付・事業の全体像



2. 教育・保育提供区域

- 「量の見込み」や「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定
- 第1期計画においては、既存の地域特性や上記の観点も踏まえ、本市では教育・保育提供区域について、次のとおり設定。

- ① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域等、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、次表のとおりとします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

11事業	提供区域	考え方
延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育の実施	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とします。
放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により専門家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。
子育て短期支援事業 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養育施設等において養育・保護	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等	市内全域	利用状況等を踏まえ、市内全域とします。

11事業	提供区域	考え方
一時預かり事業 幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施	市内全域	教育・保育施設での利用を含むため、市内全域とします。
病児・病後児保育事業 病児又は病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育を実施	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
利用者支援事業 子ども又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等	市内全域	教育・保育施設の活動の一環として、市内全域とします。
妊婦健康診査事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成	市内全域	現状どおり、市内全域とします。

11事業	提供区域	考え方
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。

3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

- 教育・保育提供区域ごとの、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める
- 市内に居住する子どもについて、現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の「利用状況」実績データに基づく推計を基本にしつつ、その補正を行うための参考データ取得のひとつの手法としてニーズ調査を位置づけ、活用し、「量の見込み」を算出し、計画期間内における「目標事業量」を設定
- 保育の必要性の認定区分ごとに設定することが基本

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- 教育・保育の量の見込みと同様に、「利用状況」実績データ等を踏まえながら、市として実施するメニュー、事業量を検討・決定
- 文部科学省・厚生労働省策定の「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度～令和5年度）に基づく取組等についても設定

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- 幼保連携型認定こども園の普及に係わる基本的考え方
- 幼稚園教諭と保育士の研修に対する支援等に関する事項
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割とその必要性等に係わる基本的な考え方及びその推進方策
- 幼稚園、保育所と小学校(幼・保・小連携)との円滑な接続の取組の推進

ほか

第6章 計画の推進体制

- 第2期計画の点検・評価を含めた推進体制と手法等について示す

資料編